

生活保護費等に係る国庫負担割合の引下げに反対する緊急要望

近年の景気の低迷に伴い、失業者、ホームレス等が急増し、また、高齢世帯や母子家庭等も増加している。このような社会の構造変化に伴い、生活保護費及び児童扶養手当の受給者が急激に増加している状況にある。

国は、生活保護費負担金について、「地方負担を増やすことにより保護率を下げるインセンティブが働く」と考えているが、これまでの負担割合の引上げ・引下げの経緯からみて、そのような根拠はない。

今般、国と地方との共同作業において、保護率の上昇と地域間較差の要因を科学的に分析したところ、その要因は、失業率の上昇などの経済的要因と、単身高齢世帯割合や離婚率の上昇などの社会的要因であり、地方自治体の取り組みや実施体制と関係があるということは検証されなかった。

生活保護制度は「憲法第 25 条」に基づき、国の責任において較差なく統一的な措置が講じられるべきものであり、その事務は、国が本来果たすべき役割に係る法定受託事務である。

よって、生活保護費等の国庫負担割合の引下げは、単なる地方への負担転嫁であり、絶対に行わないこと。

以上、要望する。

平成 17 年 10 月

全 国 市 長 会